

特定不妊・不育症

治療費を
一部助成

	特定不妊治療費	不育症治療費
助成額	1回の治療につき15万円を上限に、1年度に2回(初年度は3回)まで、通算5年度10回まで ※ほかの自治体から助成を受けた場合は、その年数および回数を除算	1年度につき上限30万円まで
対象者・申請要件	次のすべてを満たす夫婦 ●申請日に市に住所があるか、夫婦のうち所得の高い方が市内に住所があること ●法律上の婚姻をしていること ●指定医療機関で特定不妊治療を受けること(卵子採取以前に中止した場合は対象外)	次のすべてを満たす夫婦 ●治療日と申請日があること ●法律上の婚姻をしていること ●医療機関の医師による不育症治療を受けられていること
申請期限	治療が終了した日(妊娠判定日または、医師の判断によりやむを得ず治療を中止した日)の年度内。ただし3月末に終了した場合は、治療終了日から14日以内	治療が終了した日(出産または、流産の判定日)から3カ月以内
申請方法	申請書などを簡易書留で郵送か直接、子ども保健課(〒569・0052城東町5番1号)へ。申請書は同課、市ホームページなどで配布	

市に住所がある すべての夫婦が対象

市では、子どもの出生を望んでいるものの、妊娠の見込みが極めて少なかったり、流産・死産を繰り返すなど、子どもを持たない夫婦に対して特定不妊・不育症治療費の一部を助成しています。
今号ではその概要をお知らせします。

特定不妊治療費の助成 府内初 所得制限を廃止

不妊治療のうち、特定不妊治療(体外受精や顕微授精)は、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことをあきらめざるを得ない人も少なくありません。市は特定不妊治療費の一部を助成しており、今年度から府内で初めて所得制限を廃止しました。これにより治療を受けているすべての

不育症治療費の助成 府内で初めて実施

市では、妊娠しても流産や死産を繰り返す不育症の治療を受ける夫婦に対して治療費の助成を今年度から府内で初めて行います。一般的に2回連続した流産・死産があれば、不育症と診断され、原因を検査して治療を行います。35歳から79歳までの妊娠歴のある

不妊に関する電話相談
府不妊専門相談センターでは不妊や治療などに関する相談を、専門の女性相談員が電話で受け付けています。相談は無料。秘密厳守。
専用ダイヤル：06・6910・8655
目録：毎週水曜日午前10時～午後4時(第5水曜日、祝日、年末年始は除く)▽第4土曜日午後1時～4時(4・8・12月は除く)
相談員：助産師、産婦人科医師(第4土曜日午後1時～3時)

家族や周囲の人は理解と思いやりを

日本では妊娠を望む夫婦10組のうち1組は不妊に悩んでいるといわれており、決して珍しい症状ではありません。しかし正しい知識がないために周囲の人から発せられた言葉に、当事者は傷つき、大きなストレスを抱えることもあります。家族や周囲の人たちは不妊治療への理解と思いやりを持つことが大切です。

問合せ先
子ども保健課
☎661・1108

(同研究班調べ)。
助成は医療機関で受けた不育症治療にかかった保険適用外の治療費の一部で、第何子目の治療でも対象となります(左表参照)。